

[招待論文]

国際化を推進する学内制度

Internal Regulation to Promote Internationalization of University

小尾 晋之介

慶應義塾大学理工学部教授

Shinnosuke Obi

Professor, Faculty of Science and Technology, Keio University

Abstract: 大学の国際化を促進するためには留学生の受入れと派遣をスムーズに行えるような学内制度の整備が求められる。EBA コンソーシアムを通じた活動では従来の学期ごとの学生受け入れや派遣の制度では対応できない場面が多々あり、その対応のための「協定学生」を全学的に学則として定めるに至った。一方、学生派遣の充実のためにはカリキュラムとの統合が重要だが、現状では4学期制の部分的な導入にとどまっている。制度設計においては局所的な最適化だけでなく、コンソーシアムとしての学生の流動性を確保する全体像に常に気を配る必要がある。

It is of great importance for universities to introduce internal regulations which allow flexible student mobility when the promotion of internationalization is considered. Through the activity of EBA Consortium, a new status for international student has been settled, so that students can come and leave at any time regardless of the academic calendar. For Japanese students to leave during the study at the university, the problems due to discrepancy in academic calendar could be partially resolved by introducing four-term system. The appropriate design of such regulation should be conducted in accordance with the global picture of the academic activities in consortium to avoid local optimization.

Keywords: 留学生、学則、海外派遣、学生のモビリティ
study abroad, international students, internal regulation, student mobility

1 はじめに

大学の国際化には様々な側面があり、その推進の方策立案には課題を系統的に整理する必要がある。一般的に国際的な大学のイメージとして、キャンパスに留学生が大勢いて、外国人の教員が多くの授業を外国語で行う、といったシーンが浮かぶだろう。一方で、研究者・学生たちが頻繁に海外へ出向き、

共同研究やフィールドワーク、学会発表などを活発に行うような環境が日常的に整っていることが、国際的な大学にふさわしいと考える人も多いだろう。また今日では、MOOCsに代表されるキャンパスそのものを必要としない、サイバー空間で行われる授業形態などによって、大学の国際化という概念そのものを見直す時代になったともいえる。

留学生の数は世界的に増加を続けていて、OECD(2017)によれば留学生(International Students)の数は世界で460万人と推計されており、1975年の80万人から6倍近い増加である。また、日本へ来る留学生も日本学生支援機構(2017)の発表では2016年5月1日の統計で24万人弱、1978年の5,849人から約40倍である。

本稿では文部科学省の「大学の世界展開力強化事業」の助成を受けて行われた、ASEANの8ヵ国11大学(構想時)の連携による「エビデンスベースドアプローチ大学コンソーシアム(EBAコンソーシアム)」(以下EBA)での活動を通じて、大学の国際化に必要な学内制度について検討することを目的とする。また、大学として国際化を推進するような理想的な制度について考察する。

2 留学生の受入れ

慶應義塾大学では海外からの留学生に対してその学習目的や内容に応じて異なる名称の学籍を付与しているが、大別すると、日本人学生と同様に正規の課程を修める「正規生」とそれ以外の「非正規生」に分けられる。前者の場合、よほど日本語及び学力にたけていない限り、日本人学生の一般受験とは異なる留学生入試を受験し、入学後は必修科目として日本語の履修が義務付けられる。それ以外は講義科目や実技科目の履修、卒修了要件などにおいて日本人学生と変わるところはない。後者の場合は多くが学位課程の一部を慶應義塾大学で過ごす学生たちで、例えば協定校からの交換留学生などがこれに相当する。慶應義塾大学での科目履修を通じて得た単位(成績)をそれぞれの所属大学に持ち帰って認定するためには、慶應義塾大学から正式な成績表を発行する必要がある、そのための学籍を整備することが求められる。このような分類は国内大学において概ね共通していると推察される。

近年、欧州のエラスムス計画に象徴されるように、学位課程のすべてを一つの大学で過ごす「正規留学」よりも、国境を越えた流動性を高め、複数の大学をめぐり単位を集める学習形態が盛んになってきている。EBA でも当初はこの種の留学生相互受け入れ形態を想定し、共同学位の授与を視野に入れたカリキュラム構成を試みた。しかしながら、各国の大学では学期の開始・終了時期がまちまちであり、それらの共通項を定めることが困難を極めたことから、主に短期間のフィールドワークやインターンシップでの受け入れを主体とする方針に切り替えられた。留学生の受け入れが1学期間や1年間といった学則上の区切りが明確な単位であれば現行の制度でも対応可能だが、1学期に満たない期間での受け入れに際しては新たな学籍を制定する必要があった。

以上のような背景から、EBA をきっかけとして2014年度から慶應義塾大学に「協定学生」という新たな学籍を定めることが決定された。この制度は大学院生のアドホックな受け入れのためにすでに制定されていた「協定研究生」に倣ったもので、協定学生として受け入れた学生の講義科目の履修に際しては学部ごとに異なる運用がなされることとなった。たとえば、EBA 科目設置主体の環境情報学部ではEBA の枠組みで協定学生として受け入れた学生の講義科目を前提とした運用がなされたが、理工学部では研究室での活動に制限されることとなった。

表1は2014年度に新設された「協定学生」の学籍が付与された学生の数で、学部ごとに様々な運用がなされているものの有効に活用されている様子が見て取れる。また、表2に示すように、大学院生での「協定研究生」の受入れは2006年の制定以来、学生の受入れが活発になされている（いずれもデータ提供は慶應義塾大学理工学部学生課）。

表1 学部・年度ごとの協定学生の登録者数 (*2017年度は9月25日現在)

	2017*	2016	2015	2014	合計
理工学部	9	9	15	4	37
総合政策学部	0	0	6	1	7
環境情報学部	4	7	3	21	35
薬学部	12	10	10	11	43
合計	25	26	34	37	122

表2 研究科・年度ごとの協定研究生の登録者数 (*2017年度は9月25日現在)

	2017*	2016	2015	2014	2013	2012	2011	2010	2009	2008	2007	2006	合計
理工	35	57	44	47	42	41	18	19	23	25	13	3	367
政メ	2	2	17	18	1	0	0	0	0	0	0	0	40
KBS	0	0	0	0	0	1	0	6	6	0	0	0	13
KMD	0	4	14	5	12	6	4	0	0	0	0	0	45
SDM	5	3	1	2	6	10	5	0	1	0	0	0	33
薬	3	3	2	0	1	3	4	1	1	0	0	0	18
合計	45	69	78	72	62	61	31	26	31	25	13	3	516

理工：理工学研究科、政メ：政策・メディア研究科、KBS：経営管理研究科、KMD：メディアデザイン研究科、SDM：システムデザイン・マネジメント研究科、薬：薬学研究科

「協定学生」の設置により、柔軟な形での留学生受け入れが可能となったが、その詳細が大学全体で統一されていないため、今後、多くの学部での運用が開始された時点で再検討が必要となる可能性が残される。様々なカリキュラムを持つ11学部14研究科を擁する慶應義塾大学としては、ルールの統一よりもそれぞれのケースに応じた運用を許容したうえで情報の集約を図り、継続的に見直しをする方が実質的であろう。

3 学生の海外派遣

EBAに限らず、大学の国際化の過程においては日本人学生の海外派遣による国際教育プログラムの提供が重要な要素であり、国内各大学でも多様なプログラムの開発が進められている。慶應義塾大学ではこの種のプログラム開発において国際センターが中心的な役割を担ってきたが、その一方で、研究者個人の国際ネットワークを通じた学生派遣も盛んにおこなわれており、これら全体を掌握するようなシステムが制定されることが望ましいと考えられる。特に、近年は海外派遣における危機管理への関心が高く、大学が果たすべき責任範囲も拡大している。

学生派遣で長期間のものは、1年間の交換留学や、学部・研究科によって

はダブルディグリー制度による派遣で最大2年間に及ぶものもある。これらは派遣先の協定校で提供される通常のカリキュラムに沿って学習するため、派遣先での身分も派遣元での学籍の扱いも整備されており安定した運用がなされている。一方、1学期に満たない短期間のプログラムにおいては、本学での科目履修上の拘束が少ない大学院生の派遣が想定されていて、派遣先での活動内容を事前に大学に届け、帰国後に審査を経て国外研究や国際インターンシップとして単位が認められる制度がすでに運用されている。

学部生の短期派遣となると、学期中よりも夏季・春季の長期休暇中の数週間単位の活動が主となる。かつてはこのような場合は正式な学習とは考えられず、課外活動として扱われていた。現在でも、国際センターが提供する講座への参加においてさえ卒業単位への算定がすべての学部で認められているわけではない。学生の参加を促進するならば、この種の短期プログラムへの参加により取得した単位を自由科目でなく学部の選択科目として卒業単位に算定することが求められる。

学部生を長期休暇期間以外にも海外に派遣するためには、海外での学習そのものがカリキュラムの一部として認められる必要がある。国内外の他大学のなかには1学期間から1年間の海外活動を必須と定めている例も散見される。一方、一部の学部・研究科では4学期制(クォーター制)が導入され、学生にとって、1学期を完全に休まずとも、休暇期間に収まり切れない程度の中長期の海外研修に参加する道が開けつつある。

4 開かれた大学の形

大学の国際化を推進する学内制度について、留学生の受け入れと日本人学生の海外派遣に分けて記述してきたが、学生のモビリティが高まり続けている高等教育の世界においては、「受け入れと派遣」という作業上の側面だけではなく、大学がおかれた状況と全体像を視野に入れておくことが重要である。EBAでは慶應義塾大学とASEANの大学、という二項対立的な関係ではなく、コンソーシアム大学間の対等なパートナーシップ形成に重きを置いてきたところがユニークであり、それと同時に、世界に開かれた大学に求められる姿勢と言える。

「正規生」と「非正規生」という分類は、留学生のモビリティのなかでは

それぞれ「垂直型」および「水平型」という分け方がされる。前者は、大学での学びが一つの大学で完結するような留学形態、後者は複数の異なる国の大学を渡り歩きながら学んでいくような留学形態である。自国で学べないような学習を行い学位取得を目的とした留学、すなわち垂直型のモビリティは主に発展途上国から経済先進国への留学に見られ、他方、欧州域内など経済先進国の間では学びにより視野を広げることを目的とした水平型モビリティに重心が移っている。このような傾向に対応するためには大学間パートナーシップがますます重要となり、共同事業を進めるための制度改革が求められることを意味する。

さて、EBA の場合は、ASEAN 地域と一言で言っても、後発国と先進国の距離はまだ大きく、伝統的な垂直型モビリティから水平型モビリティへと移行するには欧州のようなモデルが果たして適切かどうかは不明である。しかし、MOOCs や EBA でも多用されたインターネットを活用したりリモート相互学習は徐々にその垣根を低くしてきて、EBA が当初目指していたような日本と ASEAN 域内の共同教育も予想を超えて早く進むかもしれない。

5 おわりに

高等教育を取り巻く世界の潮流は日本から眺めているよりも速く、その変化は急峻である。留学生のモビリティの高まりによって、様々な情報が伝達されており、そのことで大学自身も学ぶべきことが増えている。日本の大学はそのような中に自ら入っていかない限り、潮流からは取り残されていくだろう。留学生のスムーズな受け入れ、日本人学生の効果的な海外派遣は学生の教育効果だけでなく、大学にとっても重要な意義があるという認識をもって、制度改革に取り組む必要があるだろう。

参考文献

日本学生支援機構「平成 28 年度外国人留学生在籍状況調査結果」独立行政法人日本学生支援機構、2017 年。

OECD, *Education at a Glance 2017: OECD Indicators*, OECD Publishing, Paris, 2017 <<http://dx.doi.org/10.1787/eag-2017-en>>.

〔受付日 2017.11.6〕